

吉田町における建築形態規制等

用途地域	容積率	建蔽率	高さ制限	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	日影規制			
							制限建築物	平均地盤面からの高さ	5～10m	10m～
第1種低層住居専用地域	80%	50%	10m	○		○	軒高7m超又は階数3以上	1.5m	3h	2h
第1種中高層住居専用地域	100%	50%		○	○	○	高さ10m超	4m	3h	2h
第2種中高層住居専用地域	200%	60%		○	○	○	高さ10m超	4m	4h	2.5h
第1種住居地域	200%	60%		○	○		高さ10m超	4m	4h	2.5h
第2種住居地域	200%	60%		○	○		高さ10m超	4m	4h	2.5h
準住居地域	200%	60%		○	○		高さ10m超	4m	4h	2.5h
近隣商業地域	200%	80%		○	○		高さ10m超	4m	5h	3h
商業地域	400%	80%		○	○					
準工業地域	200%	60%		○	○		高さ10m超	4m	5h	3h
工業地域	200%	60%		○	○					
工業専用地域	200%	60%		○	○					
用途地域外	200%	60%		○	○		高さ10m超	4m	4h	2.5h

※吉田町全域が非線引きの都市計画区域となります。

※防火基準：吉田町全域が建築基準法第22条区域となります。

・壁面線の制限、外壁後退、最低敷地面積（土地利用・開発に係る区域は除く。）は、いずれも無し。